

中川村農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

中川村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 竜東地区

(1) 現況

本地区は、伊那山地が走り、傾斜地が多く複雑な地形で平坦地が少ないため、果樹栽培が盛んに行われています。特定農山村地域や過疎地域に指定されており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要です。また、農業者の減少や高齢化に伴い、農地や水利施設等を保全管理するための作業や鳥獣害対策等を地域共同で取り組むことが必要です。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとします。

2. 竜西地区

(1) 現況

本地区は、天竜川沿岸とその上段の扇状地に平坦な農地が多く、比較的規模の大きな農業経営が行われています。しかし、一部には傾斜地もあり、過疎地域に指定されていることから平場地域と比べて生産条件の格差が大きく、これを補正する取組を行うことが必要です。また、農業者の減少や高齢化に伴い、農地や水利施設等を保全管理するための作業や鳥獣害対策等を地域共同で取り組むことが必要です。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、併せて、同項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとします。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	竜東地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②	竜西地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項1号に掲げる事業を推進するにあたり、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（長野県）の第4の2による推進組織を活用する。

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちアの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の指定地域（旧市町村）

中川村全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 村長の判断によるもの

ア 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

緩傾斜農用地が、急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等急傾斜農用地を維持する上で必要な農用地に限る。）

（2）集落協定の共通事項

1）集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2）協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、中川村農業振興地域整備計画に定められた者など地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

上記のほか、市町村が、地域の実情に応じて、集落協定に盛り込むべき事項があると判断する場合には、当該事項を記載する。

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、あらかじめ協定に位置付けるものとする。